

消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長（当消防本部では、各消防署長）に報告しなければなりません。

【主な消防用設備等】

- 消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備など）
- 警報設備（自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備など）
- 消防用水（防火水槽など）
- 避難設備（救助袋、緩降機、誘導灯など）
- 消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管など）



点検の内容と期間

消防用設備等の種類などに応じて、次のように定められています。

機器点検 → 6 ヶ月に 1 回以上

（消防用設備等の種類に応じ、適正な配置、損傷、機能について、告示に定める基準に従い、外観または簡易な操作により確認することをいいます）

総合点検 → 1 年に 1 回以上

（消防用設備等の全部または一部を告示に定める基準に従い、作動させ、総合的な機能を確認することをいいます）

点検する人の資格

◆ 消防設備士または消防設備点検資格者が点検を行わなければならない防火対象物

（※甲賀広域行政組合消防本部の場合）

◇ 延べ面積が 1,000 ㎡以上の防火対象物

◇ 地階または 3 階以上の階に特定用途（物販店、病院、飲食店、ホテルなど不特定多数の人が出入りする用途）があり、かつ、階段が屋内 1 系統のみのも（屋外に設けられた階段等であれば免除されます）

※ 上記以外の防火対象物は、防火管理者などの関係者が行うこともできますが、専門的な知識や技術が必要であること、また、確実な点検を行うためにも有資格者（消防設備士または消防設備点検資格者）に行わせることが望まれます。

点検報告書の作成

◆ 点検した結果を点検者一覧表および点検票に点検者が記入し、消防用設備等点検結果報告書を作成します。

消防署への報告の期間

◆ 特定防火対象物・・・ **1 年に 1 回**（物販店、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物）

◆ 非特定防火対象物・・・ **3 年に 1 回**（工場、倉庫、共同住宅、学校などの建物）

罰則

【維持義務違反】

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は 30 万円以下の罰金または拘留
- その法人に対しても上記の罰金（消防法第 44 条第 12 号、第 45 条第 3 号）

【点検報告義務違反】

- 点検結果の報告をせず、または虚偽の報告をした者は 30 万円以下の罰金または拘留
- その法人に対しても上記の罰金（消防法第 44 条第 11 号、第 45 条第 3 号）



「適正な点検」のためにも、信頼できる点検業者を選定しましょう

しない

いいかげんな点検を行う業者を選定しない
信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。

させない

粗雑な点検をさせない
点検は、法令で定められた点検基準に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するようにしてください。

ゆるさない

悪質な点検事業者をゆるさない
粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。

ポイント！
トラブル防止の

契約業者でない場合は・・・

- ハッキリと点検を拒否する
- みだりに契約書にサインをしない
- 身分証明書等の提示を求める

従業員の皆さまにも
周知徹底を！

お問い合わせは、消防本部予防課または各消防署予防係まで

甲賀広域行政組合消防本部予防課	甲賀市水口町水口 6218	TEL : 0748-63-7932	FAX : 0748-63-7940
甲賀広域行政組合水口消防署	甲賀市水口町水口 6218	TEL : 0748-63-1119	FAX : 0748-63-7941
甲賀広域行政組合甲南消防署	甲賀市甲南町池田 3578-1	TEL : 0748-86-3119	FAX : 0748-86-0719
甲賀広域行政組合信楽消防署	甲賀市信楽町長野 1306-6	TEL : 0748-82-0119	FAX : 0748-82-3977
甲賀広域行政組合湖南中央消防署	湖南市中央一丁目 1	TEL : 0748-72-0119	FAX : 0748-72-7737